

## 避難者訴訟 第6回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第6回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催  
第5回口頭弁論：8月27日（水）14：00から  
同時開催：第6回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市  
平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣において

2014年8月27日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

### 第1 訴訟そのものの概要

#### 1 当事者

原告 早川篤雄 外38名（第1次提訴分）＋國分富夫 外177名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分） 合計354名  
被告 東京電力株式会社

#### (1) 当事者

原告： ・ 116世帯（17世帯＋64世帯＋35世帯）  
・ 年齢層：0歳から92歳まで  
・ いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝，同 広田次男，同 米倉勉ほか福島原発被害  
弁護団

被 告：東京電力株式会社

#### (2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金168億8156万5018円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

## 2 請求内容

### (1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

### (2) 損害賠償請求の項目

#### ① 積極的損害

避難や避難先での生活のために必要となった実費。

交渉において東電が認めて支払いを行ったものはあるが, 東電が認めなかったものなどについて請求。

#### ② 休業・逸失利益の賠償

#### ③ 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

少なくとも全国平均値としての土地購入価格として, 住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」による土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均額である金13,688,000円を基本とした。

[建物]

少なくとも全国平均値での建物購入価格とし, 減価償却は考慮されるべきではないとの考え方から, 土地と同様にフラット35の統計データに基づくと, 住宅建設費の全国平均値は金22,380,000円(住宅面積の平均値は115.3㎡)であり, この額を最低限の賠償価格とした。

[その他]

今回の請求額は, 自宅不動産を含むが, 農地や事業用不動産を含んでいない(今後請求を拡張する予定)。

#### ④ 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額50万円の請求する。

#### ⑤ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金2000万円の請求する。

## 第2 第6回口頭弁論の概要

### 1 訴訟の流れと第6回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

第6回口頭弁論は、この第1段階に位置づけられます。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面を提出し合って応酬しあいました。そこで、被告の「答弁書」に対して原告側の反論が求められます。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出しました。しかし、この日で原告の反論が完結したわけではありません。

とりわけ、前回の第5回の法廷で、裁判所からは、ふるさと喪失慰謝料についての疑問が提示されたので、それに回答する必要があります。

そこで第6回口頭弁論では、原告側の反論をさらに述べる期日となります。原告は、反論の書面として、準備書面15（ふるさと喪失と、その慰謝料の内容）、準備書面16（シビアアクシデント対策を怠った東電の責任）を提出しています。

### 2 第6回口頭弁論全体の流れ

- (1) 原告の意見陳述 原告2名
- (2) 原告代理人弁護士の意見陳述 弁護士2名
- (3) 準備書面や証拠の取り調べ、今後の進行についての協議

今回は、第2次提訴分の原告1名、第3次提訴分の原告から、意見陳述を行ってまいります。意見陳述とは、訴訟の進行や裁判所に着目して欲しいポイントについて、原告が口頭で意見を述べるものです。

そのあと、代理人弁護士が、提出した準備書面15、16についてその要点を陳述します。

その後、主張内容の確認や、疑問点に関する議論、今後の進行についての協議が行われます。

今回は、ふるさと喪失慰謝料について、書面を出していますので、その内容に関する裁判所と議論を交わすことが予想されます。

前回、当方からは、今後の立証について、検証のほか、原告本人や学者の証人などの証言についての計画を提示しました。被告東電は、これを全

面的に拒絶する意見書を提出しています。そこで、今後どのような立証を行うことになるかについて、意見交換することも考えられます。

### 3 検証をはじめ、原告側の立証採用を迫る

現在、訴訟の第1段階はそろそろ終盤に差し掛かってきており、第2段階の立証の段階に移りつつあります。

立証の一つとしての「検証」について、これまで、裁判所は、態度を留保してきました。「検証」とは、裁判官が事件の現場に出向いて、現場の状況を自ら見聞する証拠調べ手続きのことで、原告は、避難者の生活の悲惨さを知るよう仮設住宅の住居の検証及びふるさとを喪失したことを知るよう、原発周辺の避難地域の街の様子を検証を求めてきました。

裁判所は、損害についての原告と被告の言い分が出そろい、何が争いになっているかがわからないうちには検証はできないとしてきました。今回、原告側からふるさと喪失慰謝料に関する見解をまとめたことで、検証を採用するかしないかについての判断をするのに十分な状況といえます。

また、原告側は、放射性物質の影響がいかなるものか、ふるさと喪失とはどのようなことなのかについて、専門的知見を持つ学者の証言、また、被害の全体像を示す原告の総括的な証言、個別の損害内容を示す原告個別の証言などが必要と考えています。

これらの立証を採用させ、採用するとしてどのようにスケジューリングするか、が問題です。

これらの全体について、原告側の求める立証を採用するよう求めていく法廷となります。

### 4 時間など

以上全体を行う法廷全体の時間としては、盛りだくさんの内容なので、全体で60分程度を見込んでいます。

### 5 第7回法廷

2014年10月22日（水）を予定しています。

以 上